

ヘッドライン

- 新たな国家安全保障戦略: 歴史的な政策転換
- WTOにおける紛争解決の行方
- IUU 漁業: サステナビリティと安全保障の接点

新たな国家安全保障戦略: 歴史的な政策転換

16日、日本の安全保障に関する最上位の政策文書である「**国家安全保障戦略**」が新たに決定された。2013年12月の旧戦略の策定以来、初の改定となる。防衛については、有事の際、敵の領域内の軍事施設などを攻撃する「**反撃能力**」の保有が盛り込まれ、専ら米国の打撃力に依拠してきた戦後日本の防衛体制は大きく転換。**防衛予算も大幅に増額**する方針が明記された。

日本を取り巻く安全保障環境については、「グローバル化と相互依存のみによって国際社会の平和と発展は保証されない」としつつ、中国を「これまでになく**最大の戦略的な挑戦**」と位置づけ、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力からなる「**総合的な国力**」と国際連携により対応すべきとしている。新戦略は、**経済と安全保障の関連性**を強く意識しており、政府の政策文書として初めて**経済安全保障**の定義を明記するとともに、**サイバー安全保障**などを始め、政府と企業の連携強化に関する記述を随所に盛り込んだ。

また、新戦略に通底するのは、実際の有事発生に対する強い危機感だ。防衛面では、武器・弾薬の確保や防衛施設の強靱化などによる「**防衛力の実効性**」、すなわち継戦能力の向上が最優先課題とされ、それ以外の分野でも、エネルギー、食料、インフラ、サプライチェーンなどの取組みを通じ、「**有事の際の持続的な対応能力を確保する**」こととされた。

いわば経済による争いのみならず、戦争下の経済をも見据えた新戦略は、日本の安全保障観の変化を象徴する歴史的な文書と言える。

WTOにおける紛争解決の行方

米国がトランプ政権下で発動した**鉄鋼・アルミ製品**に対する**追加関税**について、中国などが**世界貿易機関(WTO)**に提訴していた件に関し、9日、WTOの紛争解決機関が設置した**パネル(小委員会)**が報告書を公表。安全保障上の措置に関する**例外規定**を援用した米国の主張は退けられた。これに対し、米国は報告書の内容を拒否し、追加関税を撤廃しないと**声明**を発表。従来、多角的貿易体制の中核を担ってきたWTOの**機能不全**を改めて印象付けた。21日には香港製品に「中国製」表記を義務付ける米国の措置を違法とする**パネル報告書**も公表されたが、米国はこれにも従わない**意向**を示している。

一方、中国政府は12日、米国による**半導体**などの**対中輸出規制**について、WTOに提訴したと**発表**した。米国は半導体製造装置メーカーを抱える**日本**や**オランダ**にも同調を求めているとみられるが、国際法の遵守を重視してきた日本としては、二国間関係や産業への影響に加え、外交理念や提訴リスクも勘案した難しい判断を迫られることになる。

中国による措置もWTOで争われる。EUは7日、中国による**リトアニア**に対する貿易規制や海外での知財訴訟に対する制限措置(**禁訴令**)などを巡り、WTOパネルの設置を**要請**。台湾も中国による台湾食品の輸入規制に対し、WTO提訴を**検討**しているという。

なお、WTOの**紛争解決制度**ではパネル報告に対する**上訴**が認められるが、二審に当たる**上級委員会**は米国の反対

で委員選任が行えず、機能停止に陥っている。このため、EUは**暫定上訴制度**(MPIA)を提案。中国を含む52カ国・地域が参加しており、21日には同制度に基づく初めての**仲裁判断**が示された。米国や日本は不参加だが、6月には経産省の有識者委員会が日本の参加を求める**報告書**をまとめており、今後の対応が注目される。

各国が経済安全保障や環境・人権問題への対応などで**貿易制限的措置**を強化する中、WTOの**紛争解決機能**のあり方が改めて問われている。

IUU 漁業: サステナビリティと安全保障の接点

米財務省は9日、人権侵害に対する制裁を定めたいわゆる**グローバルマグニツキー法**などに基づき、中国関連の個人・団体・船舶を制裁対象(SDN)に**指定**した。このうち1社はナスダックに上場しているが、ナスダック上場企業が米財務省の制裁対象に指定されたのは初めて。バイデン大統領は6月に**違法・無報告・無規制(IUU)漁業**に関する**国家安全保障覚書**に署名しており、今回の措置はこれを受けたものとされる。

IUU 漁業は各国の法令や国際ルールに従わない漁業活動であり、水産資源の毀損による**経済的損失**に加え、**生態系の破壊**、違法労働などの**人権侵害**といった問題を伴う。IUU 漁業対策は持続可能な開発目標(SDGs)にも明記されるなど、サステナビリティの観点から捉えられることが多いが、沿岸国の主権や海洋権益の侵害にもつながるため、**海洋安全保障**上も深刻な脅威となっている。

特に、中国漁船によるIUU 漁業は世界各地で問題化しているが、発展途上国は取締り体制が不十分なことが多い。各国が領有権を争う**南シナ海**では、中国漁船が係争地域に**集結**するなど、漁業活動が政治的な手段として用いられることもあり、IUU 漁業対策は**領域保全**や**海洋秩序**の維持にも資する取組みとなる。米国によるIUU 漁業対策強化の背景には、こうした安全保障や対中政策に関する思惑もあるとみられ、今後も制裁や規制強化に伴う影響には注意が必要だろう。

担当	丸紅経済研究所 企画・渉外チーム シニア・アナリスト 玉置 浩平	E-mail: TAMAOKI-K@marubeni.com
住所	〒100-8088 東京都千代田区大手町1丁目4番2号	
WEB	https://www.marubeni.com/jp/research/	

(注記)

- ・本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- ・本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。